

提案条例説明資料

(追加提出分)

令和6年3月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第31号																			
2	題名	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																			
3	目的・理由	「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。																			
4	概要	<p>1 非常勤消防団員の補償基礎額の変更（別表関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副 団長</td> <td>12,500円 (12,440円)</td> <td>13,350円 (13,320円)</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び 副分団長</td> <td>10,800円 (10,670円)</td> <td>11,650円 (11,550円)</td> <td>12,500円 (12,440円)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長 及び団員</td> <td>9,100円 (8,900円)</td> <td>9,950円 (9,790円)</td> <td>10,800円 (10,670円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は改正前</p> <p>2 消防作業従事者等の補償基礎額の変更（第5条関係） 8,900円 ⇒ 9,100円</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副 団長	12,500円 (12,440円)	13,350円 (13,320円)	14,200円	分団長及び 副分団長	10,800円 (10,670円)	11,650円 (11,550円)	12,500円 (12,440円)	部長、班長 及び団員	9,100円 (8,900円)	9,950円 (9,790円)	10,800円 (10,670円)
階級	勤務年数																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																		
団長及び副 団長	12,500円 (12,440円)	13,350円 (13,320円)	14,200円																		
分団長及び 副分団長	10,800円 (10,670円)	11,650円 (11,550円)	12,500円 (12,440円)																		
部長、班長 及び団員	9,100円 (8,900円)	9,950円 (9,790円)	10,800円 (10,670円)																		
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p>																			